

改正 2018年4月1日  
2021年4月1日

2020年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第147条の2第2項に基づき、中京大学（以下「本学」という。）の大学院進学奨励学生（以下「奨励学生」という。）制度に関し必要な事項を定める。

(制度の目的)

第2条 奨励学生制度は、本学大学院に進学を希望する学業成績優秀な学部学生に対し、本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(制度の実施研究科)

第3条 奨励学生制度を実施する研究科等は、別表のとおりとする。

2 奨励学生制度を実施する研究科は、あらかじめ履修可能な授業科目、対象とする学生の所属学部及び学業成績等の基準、手続期間等を定め、公表するものとする。

(申請資格)

第4条 奨励学生に申請できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本学の学部学生で4年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を希望する者
- (3) 進学を希望する研究科が定める学業成績基準を上回る者

(履修申請手続)

第5条 奨励学生に申請する者（以下「奨励学生申請者」という。）は、指導教員の推薦を得た上で、本学が指定する期間に所定の志願書を用いて履修を希望する授業科目の申請をしなければならない。

2 奨励学生申請者は、複数の研究科及び専攻に申請することはできないものとする。

(履修の許可)

第6条 学長は、前条第1項の申請に基づき、研究科委員会の審議を経て、奨励学生としての採否及び授業科目の履修可否を決定し、奨励学生申請者に通知するものとする。

(履修単位数の上限)

第7条 奨励学生が履修できる単位数は、原則として15単位以内とし、各研究科が定める。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認める場合には、15単位を超えて上限を定めることができる。

(授業科目の取消し及び変更)

第8条 奨励学生は、履修を許可された授業科目の取消し又は変更をする場合、本学が指定する期間に所定の手続を行うものとする。

(履修料の納入)

第9条 奨励学生は、学則第21条に基づき、本学が指定する期間に履修を許可された授業科目の大学院進学奨励学生履修料を納めるものとする。

(授業科目の試験、成績評価及び単位授与)

第10条 授業科目の試験、成績評価及び単位授与については、学則第126条から第129条までの規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 奨励学生として修得した授業科目の単位については、奨励学生が学部卒業後に当該研究科に入学した場合に限り、修了所要単位に含めることができる。

2 前項に規定する単位の取扱いの可否については、当該研究科委員会の審議を経て研究科長が決定する。

3 奨励学生が修得した授業科目の単位は、所属学部の卒業所要単位に含めることはできない。

(その他)

第12条 その他奨励学生に関し必要な事項は、各研究科が定めることとする。

(所管)

第13条 奨励学生に関する業務は、教学部大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表 奨励学生制度実施研究科（第3条第1項関係）

研究科	専攻	課程
文学研究科	日本文学・日本語文化専攻	博士前期課程（修士課程）
	歴史文化専攻	修士課程
国際英語学研究科	国際英語学専攻	修士課程
	英米文化学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	博士前期課程（修士課程）
経済学研究科	経済学専攻	博士前期課程（修士課程）
	総合政策学専攻	博士前期課程（修士課程）
経営学研究科	経営学専攻	博士前期課程（修士課程）
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	博士前期課程（修士課程）